

# THE LEGISLATIVE BUREAU OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES

衆議院法制局

令和2年 総合職採用案内



## 歴史、未来、そして今

1889(明治22)年2月に大日本帝国憲法が公布され、翌1890(明治23)年7月の第1回衆議院議員総選挙を経て、同年11月、第1回の帝国議会が召集されました。我が国における議会制民主主義の誕生です。そして、2020(令和2)年は、議会開設130年の節目の年を迎えることになります。



当初は、木造洋風二階建ての仮議事堂でしたが、大正年間に入って鉄筋鉄骨の新議事堂建築計画が進められ、関東大震災を乗り越えて、1936(昭和11)年11月、美しい尖塔を持つ現在の国会議事堂が竣工しました。小学校あるいは中学校の国会見学などで、参観した方もおられるのではないのでしょうか。

我が国議会制民主主義の歴史を眺めてきたこの議事堂の中で、全国各地から選ばれてきた国会議員の先生方が、それぞれの民意を背景にしながら、日々、我が国の現在、そして未来のために、議論を繰り広げています。私たちは、法制立案のプロフェッショナルとして、そのような議論に込められた国会議員の、そして国民の皆さんの多様な「おもい」を、法律という「かたち」に仕上げていくお手伝いしております。

「歴史」を感じさせる議事堂の下で、我が国及び国民の「未来」のために、「今」精一杯働く——私たちの職場は、総勢100名足らずの小さな職場ですが、その分だけ、一人ひとりの役割は大きく、居場所とやりがいのある風通しのいい職場です。

「国会の、しかも第一院たる衆議院の法制局で働いてみたい」という学生の皆さん、このパンフレットに登場している、楽しんで明るい職員たちを、是非、訪ねてみてください!

衆議院法制局長

橋 幸信



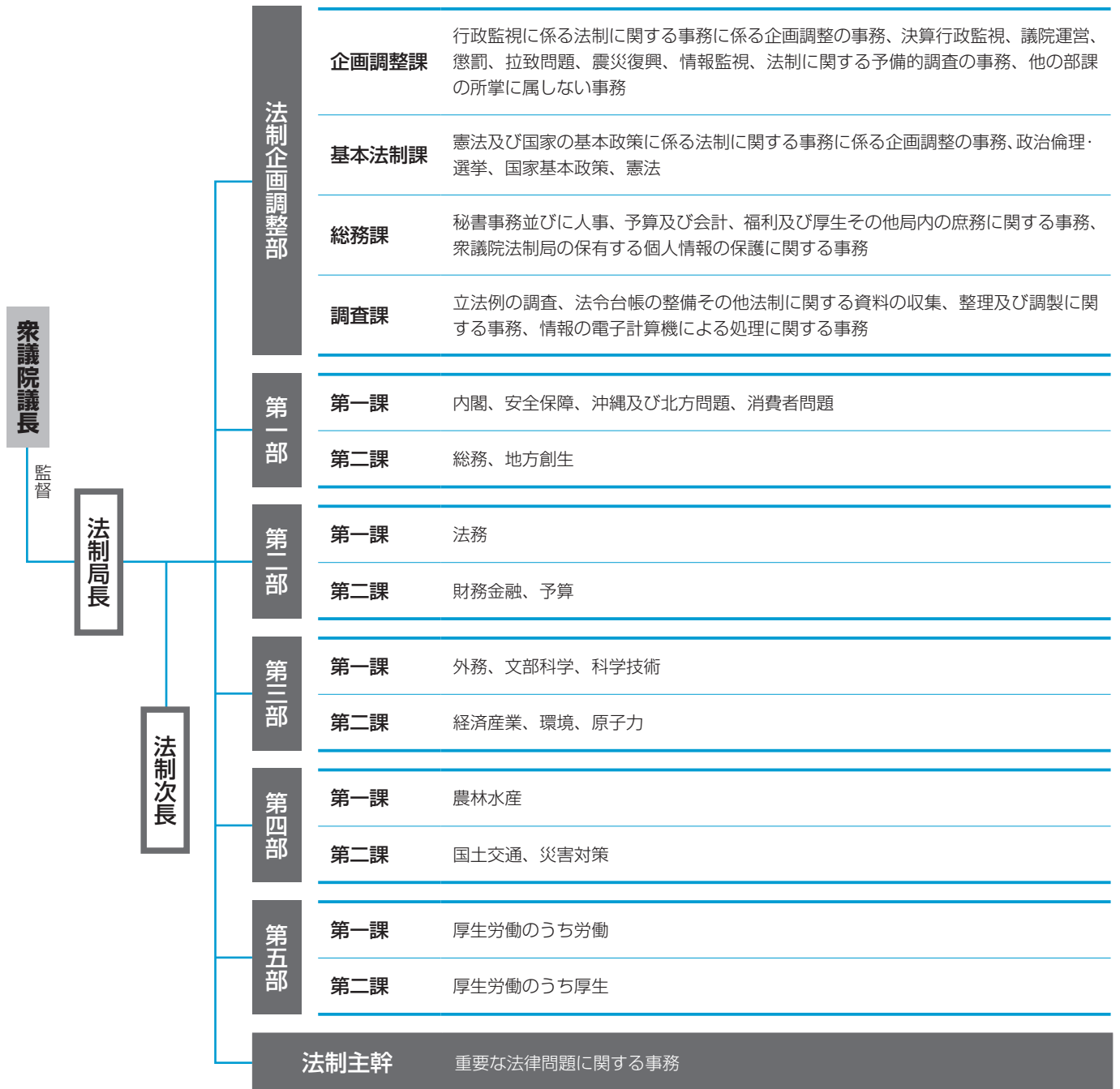
## 目次

歴史、未来、そして今	2
衆議院法制局の機構図	3
衆議院法制局の職務	4-6
立案の現場から	7-8
ある若手職員の日	9

Career Story	10
出向・留学・研修	11
職員インタビュー	12・13
【対談】私たちのワークライフバランス	14
勤務条件等	15

## 衆議院法制局の機構図

衆議院法制局は、立案部門とこれを支援する庶務部門から構成されています。定員は84名です。当局の立案の職務は、全ての法律分野に及んでおり、下図のように分掌されています。



※各課の所管分野は第199回国会現在のもの

### 最近の主な議員立法

- 動物愛護法改正〔マイクロチップ装着義務化等〕（令和元年）
- 子どもの貧困対策推進法改正（令和元年）
- 児童福祉法等修正〔児童虐待防止対策強化〕（令和元年）
- 食品ロス削減推進法（令和元年）
- 旧優生保護法一時金支給法（平成31年）
- チケット不正転売禁止法（平成30年）
- 東京オリンピック・パラリンピック特措法改正（平成30年）
- 働き方改革法修正（平成30年）
- ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年）
- 政治分野男女共同参画推進法（平成30年）

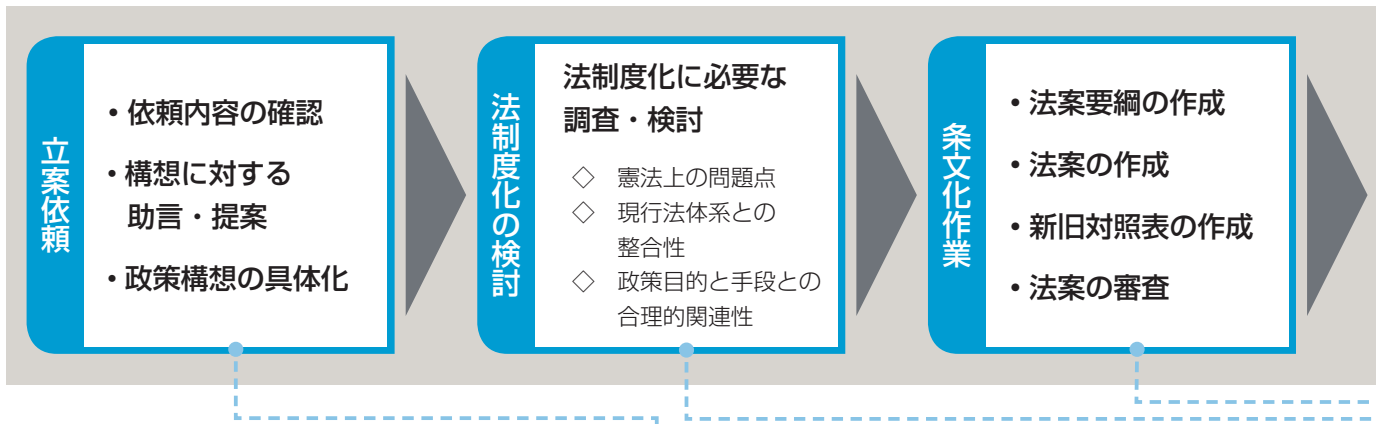
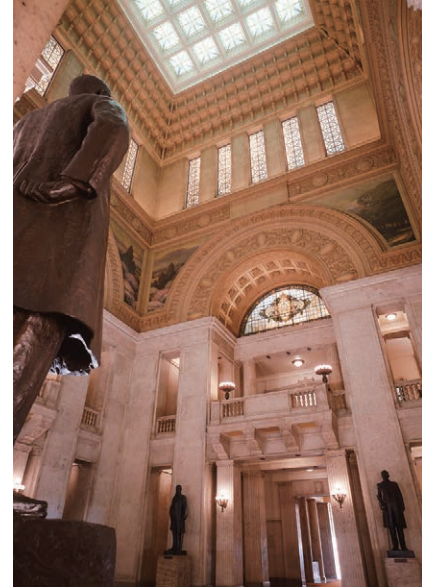
# 衆議院法制局の職務

## 1 議員立法の立案・審査 ～国会議員の構想を法制度に～

議員や政党の政策立案スタッフが何らかの施策、立法措置を構想すると、その構想を衆議院法制局に提示し、検討、立案を依頼します。しかし、この段階では、まだ必ずしも法制度として完成されたものとは限りません。そこで、多くの場合、衆議院法制局は、提示された構想の意味や依頼の趣旨について、依頼者との協議を重ね、次第に具体的な形にしていきます。

議員立法の立案過程においては、憲法への適合性や他の法制度との整合性等に十分に配慮しつつ、依頼者の意向を最大限に反映させた法制度を設計することが必要になります。そのためには、依頼者と粘り強く協議を行い、依頼者の政策構想がどのような想いから出たものなのかを的確に把握し、それを踏まえた示唆・助言を適切に行う手腕が求められます。

議員立法成立までの過程を図で表すと、以下のような流れとなります。



### 立案依頼の受理 — 依頼議員と綿密な打合せ —



法案の立案依頼は、「ある政策を実現したいがどうすればよいか」といった漠然としたものから、既に政策要綱としてまとまっているものまで、様々な形で衆議院法制局に持ち込まれる。そこで、まずは依頼者である国会議員の実現したい政策内容を確認し、把握することから作業は始まる。

以降、依頼者とは頻繁に接触し、法律上の問題点について協議し、必要に応じ代替案を提示するなどしつつ、政策構想を具体化していく。

法律的な知識が必要とされるのはもちろんのこと、要点を正確かつコンパクトに分かりやすく説明できる能力や、依頼者との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力が問われる場面である。

## 国会審議のサポート –最後にして最大の山場–

法案が提出された後も衆議院法制局の仕事は続く。国会での法案審議に備え、まずは想定問答（あらかじめ想定される質問に対する答弁案）を準備しておく必要がある。

委員会での審議が行われる場合には、その前日に、質問予定の議員に質問内容を確認し、答弁案を作成する。深夜に及ぶ作業になることもしばしばだ。

審議当日は、答弁予定の議員に答弁案を渡して打合せを行う。さらには委員会審議の場にも同行して議員の側に控え、質問への対応などに備える。また、法制面に関する質問に対し、衆議院法制局の職員が答弁を行うこともある。

法案が参議院に送付された後も、引き続き、参議院での法案審議をサポートする。



## 党内手続のサポート –簡潔かつ分かりやすい説明–

法案を国会に提出するためには、通常、依頼議員の所属政党において内部手続を経る必要があり、衆議院法制局はここでも依頼者をサポートする。議員が各党の会議で説明する際には同行し、出席者からの質問に対応する。また、法案の理解を助けるため、図や表を交えた分かりやすい説明用資料を作成することも多い。

党内手続

- 説明資料の作成
- 法案説明の補佐
- 質問への対応

提出

国会審議

- 想定問答の作成
- 答弁案の作成
- 委員会答弁の補佐

成立

## 法制度化に向けた調査・検討

–幅広い視野・柔軟な検討–

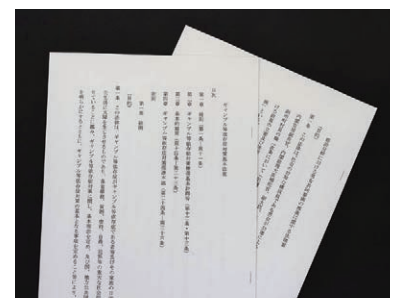
政策構想が固まってくると、それをいかにして実現していくべきかについて、憲法上の問題点や現行法体系との整合性などの法制的な観点から検討を加えていく。例えば、法の原則に対し例外を設ける場合には、それを支える十分な理由が存在するかどうかを検討したり、また、一定の事項について措置する場合に、類似する別の事項についても措置しないと均衡を失わないか、といった点を検討したりする。

そして、依頼議員の政策構想を支えるための理論を構築するなどして、法制度の全体像を設計していくのである。

## 法制度を条文に

–専門技術的な職人の世界–

法制度の骨格が決まると、それを法案要綱の形にして依頼議員に提示し、了解を得られれば具体的な条文化作業に入る。表現の正確さと分かりやすさとのバランスに留意しつつ、立法技術を駆使して条文を作成していく専門的・技術的な作業である。また、一部改正法の場合は、現行法の条文と改正後の条文を比較した新旧対照表も併せて作成する。作成された法案の原案は、部長・法制次長・法制局長によって順次審査が行われる。



## 衆議院法制局の職務

### 2 修正案の立案・審査 ～修羅場の立案～

議員や政党の政策は、審議中の法案に対する修正案の提案という形で示されることもあります。このような修正案の立案・審査もまた衆議院法制局の重要な役割の一つです。

修正案の提案は、法案の審議の過程で、政党がその独自の政策を主張するため行われる場合や、政党間での修正協議が調った上で行われる場合など、様々なケースがあり得ます。修正案の立案作業自体は、基本的には先に述べた法案の場合と異なるところはありませんが、対象となる法案が政治的な争点であればあるほど、委員会での採決の直前になって初めて修正協議が調ったり、極めて政治的な決着をみたりすることも少なくありません。そのため、修正案の立案は、往々にして厳しい時間的制約の下での作業になることが多く、また、複数の政党から同時に立案依頼が舞い込むことも少なくありません。まさに「修羅場」の立案作業であり、政治のダイナミズムを身をもって実感する場面でもあります。

さらに、修正案の立案の際には、時として、様々な法的・政治的要素を考慮しながら、微妙な法的表現を考案することを求められることがあります。そこでは、迅速かつ的確な法律判断・情勢判断と、高い法制執務の能力が必要とされることから、「立法府の法律家」としての実力が試される場面であると言えるでしょう。

### 3 憲法問題・法律問題についての照会に対する調査回答 ～「法律問題よろず請負業」としての役割～

衆議院法制局の職務は、法案や修正案の作成といった条文化作業を伴うものばかりではありません。議員やその政策立案スタッフからの照会に対する回答、議員が法律問題を検討する際の助言・示唆、委員会の命を受けて行う「法制に関する予備的調査」と多岐にわたります。

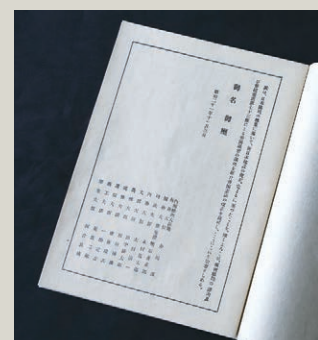
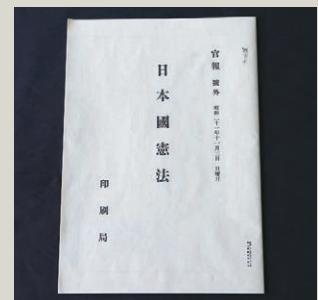
その意味において衆議院法制局は、議会における法律問題が集約される場なのです。

### 憲法論議に関連する職務 ～前例のない「歴史」に関わる～

国会の憲法論議に関わる職務もまた、衆議院法制局の仕事の柱となる分野です。国会の憲法論議は、各議院の憲法審査会がこれを担い、その論議は、政府への質疑が中心となる他の委員会と異なり、議員間の討議が中心です。これを受け、憲法審査会の議論を支える役割も、国会に置かれた補佐機関である憲法審査会事務局がこれを担うこととされています。衆議院法制局は、憲法審査会事務局に多数の職員を派遣して、全面的にこれをサポートしています。さらに、衆議院法制局においても、与野党双方からの求めに応じて、憲法問題に関する様々な調査・助言や「日本国憲法の改正手続に関する法律」の修正案の立案を行っています。

また、憲法改正原案の提出に向けた検討が行われることになった場合には、憲法改正原案の立案、憲法審査会における審査などの過程において、法的側面から様々な補佐を行うこととなります。これらの過程を経て、各議院の本会議で総議員の3分の2以上の賛成を得た憲法改正案が国民投票に付されることとなった場合には、国会に、憲法改正案の国民に対する広報を担う組織として、「国民投票広報協議会」が設置されることとなります。衆議院法制局は、この国民投票広報協議会に設けられる「事務局」にも職員を派遣するなど、その活動を支えることが見込まれます。

こうした憲法改正に関連する動きや、その是非を含めた憲法論議は、それぞれの段階が前例のない新たな歴史の積み重ねであり、その中で、衆議院法制局をはじめとする補佐機関の役割は、一層重要性を増すものと考えられます。



▲ 日本国憲法公布時の官報



## 政策意図の「翻訳」者として ～旧優生保護法一時金支給法～

前 第五部第二課（厚生担当） 小林 由（平成 18 年入局）

優生思想に基づく強制不妊手術を認める規定の削除から 20 余年を経て成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」については、記憶に新しいところかと思えます。

私は、この法律に関して、法制化の検討から成立まで補佐しました。立案過程では紆余曲折がありましたが、そこでの論点の一つとして、「一時金の支給対象者をどのように表現するか」がありました。

これは、当時の優生保護法に基づいて行われた不妊手術を受けた者だけでなく、同法に基づかない不妊手術や放射線の照射を受けた者も幅広く支給対象者とする、という関係議員の意向をどう条文化するかという問題でした。

悩んだのは、後者をどのように条文にするかです。法の枠外で行われた、全容が見えないものをどう表現するか、当初はまさしく雲を掴むような話に感じられました。

一時金が支給されるかどうかを画する条文である以上、明確性が求められます。一方で、議員の意図に照らせば、法律の文言が原因で支給されるべき方に支給されない、ということはあってはなりません。

様々な事例を想定し、条文案を作っては、問題がないか議論する日々が続きました。1 月以上が経過し、最終的に「これだ！」と思える条文案のイメージが固まったときには、道半ばながら一つの大きな山を超えた安堵感がありました。

この法律は、提出前から関心を集め、施行後の動きについても様々な形で取り上げられています。そうしたものに接すると、自分の仕事を与える影響の大きさを改めて実感します。

法により形作られる社会が個人にとってよりよいものとなるよう、依頼議員の政策意図を、それが適切に反映され、法制的にも妥当な条文へと「翻訳」する——創造性と緻密さが求められる仕事に共に取り組めることを、心から楽しみにしています。

## 立案の現場から

### Voice of Senior Staff

我が国の在留外国人の数は 273 万人に上ります。一方で、現在、我が国に居住する外国人が日本語を学ぶ環境は必ずしも十分整備されているとは言い難い状況にあります。また、海外における日本語教育の推進は、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要な課題となっています。

これまで、関係省庁が日本語教育を推進するための各施策を講じていました。しかし、地域の日本語教育支援は文化庁、学校における日本語教育や留学制度は文部科学省、海外の日本語普及は外務省、在留資格制度は法務省、技能実習制度は厚生労働省などと所管が分かれており、日本語教育を推進する司令塔が不明確であるなど「縦割」の弊害が指摘されていました。

このような状況の中、超党派の国会議員からなる「日本語教育推進議員連盟」が結成され、日本語教育推進の基本理念を定め、所管省庁を明確にし、関連施策に「横串」を通すべく「日本語教育の推進に関する法律案」の検討が始まりました。

私たちは、議員連盟の依頼を受け、全ての会議に出席し、関係省庁、地方公共団体、学会、民間団体等のヒアリング結果の取りまとめや、それを受けた議員同士の議論の交通整理、法制的な観点からの助言等を行いました。このような過程を経て、法律案に盛り込まれる事項が決まられていきます。

その後、関係省庁との調整をしながら条文化作業を行い、



## 日本語教育関連施策に「横串」を通す ～日本語教育の推進に関する法律～

前 第二部第一課（文部科学等担当） 小野寺 容資（平成 17 年入局）

各政党の手続を経て、法律案が国会に提出されました。国会では衆議院、参議院ともに全会一致での可決となりました。多くの関係者が納得する内容となるよう約 3 年にわたって丁寧に準備を進めてきた法律案でしたので、私自身感慨もひとしおでした。

このように衆議院法制局では、法律案のアイデアを出す段階から成立するまで一貫して国会議員を補佐します。これが衆議院法制局の仕事の醍醐味の一つだと思います。

行きたい公演のチケットの抽選に外れて意気消沈していると、ネットでチケットが元値の何倍もの値段で転売されていた…そのような経験をしたことはありませんか？転売目的でチケットを大量に購入して高値で転売する、いわゆる「転売ヤー」によるチケットの高額転売問題に対応するためできたのが、チケット不正転売禁止法（正式には、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」）です。

私が第一部第一課に着任した時、この法案は、条文化も終わり提出を待つばかりの状態でした。しかし、我々の仕事は条文を書いたら終わりではありません。担当する法案が国会で審議されることになれば、答弁者となる提出議員のため答弁案を作成し、事前に答弁内容を打ち合わせ、審議中も委員室で近くに控えてその答弁をサポートします。

チケット不正転売禁止法は、チケットの売買という国民生活に身近な問題を扱い、しかも、罰則を設けているため、わずか9箇条の法律にもかかわらず、その裏には期間にして1年半を超える議論の蓄積があります。国会での答弁は会議録に残り、立法者の意思を知る手がかりとして参照されることもあるので、これまでの議論の蓄積に基づいた正確かつ分かりやすい説明をする必要があるのです。

審議が始まる30分前、自席で待機していると電話が鳴りました。答弁者と打合せ中の先輩職員からです。「今すぐ



議員の情熱に伴走する  
～チケット不正転売禁止法～

第一部第一課（内閣等担当） 石黒 未有（平成28年入局）

答弁を直して！」電話で指示を受け、大至急答弁案を修正し、委員室へ走ります。チケット不正転売禁止法について国民に理解してもらうため、提出議員もギリギリまで答弁内容を練り直します。

このような議員の情熱に伴走して、立案依頼から成立に至る最後の瞬間までお手伝いをする経験を、あなたも衆議院法制局でしてみませんか。

## 立案の現場から

## Message from Junior Staff



「奇跡的な成立」を振り返る  
～動物愛護法改正～

前 第二部第二課（環境等担当） 島谷 聡一（平成29年入局）

平成29年に衆議院法制局に入局して第三部第二課に配属された時は、平成24年以來の動物愛護法の大改正に向けて、超党派の議員連盟と与党の議員連盟で、それぞれ検討が進められているところでした。国会開会中だけでなく閉会中も、両方の議員連盟の議員等と何度も打合せを重ね、動物愛護団体等からの改正要望のヒアリングにも同席して

きました。改正項目が多岐にわたり、法制上の論点も複雑であったことから、議員や関係省庁とも議論を重ねつつ両方の議員連盟の案を検討してきました。

両案には、犬猫に対するマイクロチップ装着の義務付けの範囲や、犬猫等販売業者に対する規制の内容などについて相違点がありました。それぞれの議員連盟の案がまとまったのがゴールデンウィークを前にした平成31年4月下旬、それから両案のすり合わせが始まり、調整の目処が立ったのは、令和元年のゴールデンウィーク明けになってからでした。6月下旬まで行われる通常国会の会期中の成立を目指すという議員の強い意志の下、時間との過酷な戦いの中で、日夜条文化作業に取り組んできました。綱渡りのようなスケジュールでの成立について、議員が「奇跡的な成立」とおっしゃっていたのが印象に残りました。それだけに法案が無事成立したときの喜びもひとしおでした。

法改正の議論の場には、多種多様な価値観・倫理観が持ち込まれ、時に果てしないようにも思える議論が繰り広げられることもあります。そのような中で、衆議院法制局には、特定の立場に与ることなく、どの議員からの依頼にも全力で寄り添って支える中立性が要求されます。立法のプロフェッショナルとして一緒に仕事に取り組む仲間をお待ちしています。



## ある若手職員の日



法制企画調整部基本法制課  
(政治倫理・選挙等担当)

秋丸 愛

平成 29 年 4 月 入局  
財務金融、予算担当  
平成 29 年 7 月 文部科学等担当  
令和元年 7 月 現職

8:45

### □□委員会理事会<sup>\*1</sup>

9時始業だが、所管する委員会の理事会が開かれるため早めに出勤。今後の審議日程が協議され、対案<sup>\*2</sup>を立案中の◇◇法案は、来週の委員会で審議されることとなった。対案の提出が間に合うよう、今日も気を引き締めて臨みたい。



10:00

### 照会処理

今朝の新聞には所管に関係する△△制度の記事が。課内で話題にしていたところ、A党のX議員の秘書から、まさに△△制度についての問合せ。現行制度の運用状況や問題点について、大至急資料を作成するよう上司から指示があった。所蔵図書や国会の会議録、オンラインの最新データまで、幅広く情報収集。何とか必要な資料を調べて、上司の確認を受ける。X議員はこの制度に疑問を持たれているようで、新たな立案依頼につながるかもしれない。

12:00

### 昼食

お昼は他の課の先輩と同期と議員食堂へ。午後に向けて、穏やかなひととき。



13:00

### X議員との打合せ

先ほど資料を送付した△△制度について、A党のX議員と議員会館の事務所<sup>\*3</sup>で打合せをすることになり、課長に同行。△△制度を見直す議員立法を検討中とのこと。まずはX議員の政策構想の核心部分がどこにあるかをしっかりと把握するため、全神経を集中させて話を伺う。その問題意識を踏まえ、課長が検討すべき論点や考えられる方向性を多角的に説明。照会処理時に調べた情報が役に立った。X議員から、次回打合せまでに法案化に向けた更なる論点整理を行うように依頼された。

14:00

### 条文化作業

◇◇法案の対案の条文化作業も最終段階。条文案は固まっているが、より明確で疑義のない表現が可能かどうか、課内で議論を深める。条文化では一言一句もおろそかにはできない。法体系の統一性が保たれるよう、他の法律の用例も調べながら、表現ぶりを修正。あとは、局内審査を待つだけとなった。

15:00

### 部長審査<sup>\*4</sup>

条文化作業終了後、息つく間もなく◇◇法案の対案の部長審査。憲法上の問題点、政策目的と手段の合理的関連性といった理論的・実質的な観点から、条文の正確性、平易性など形式的な観点に至るまで、あらゆる側面について審査が行われる。遺漏なく説明ができるよう、事前の準備が欠かせない。こうした「法制のプロフェッショナル」による真剣な議論により、法案は磨かれていく。



16:30

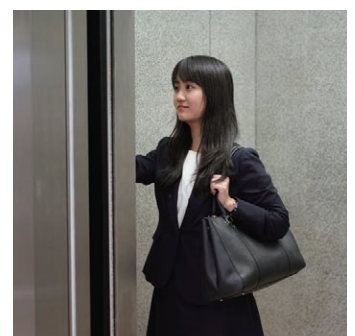
### B党の関係会議

超党派の議員連盟の依頼により立案した〇〇法案について、B党の関係会議に出席。取りまとめの中心であるY議員が法案の内容を説明されるため、会議に陪席してサポートを行う。法案の技術的事項などは課長が説明し、質疑にも対応。分かりやすくなるよう、図表を交えて作成した資料も出席議員の理解の一助となったようだ。鋭い質問も飛んできたが、〇〇法案は無事了承された。

19:30

### 退庁

B党の会議メモの作成を終え、退庁前に来週の予定をチェック。◇◇法案の対案の国会審議に向け、想定問答<sup>\*5</sup>も作成しなくては。今晚は大学時代の友人との飲み会。互いの近況報告を楽しみにしながら、待ち合わせ場所へと向かう。



- \*1 委員会の開催に先立ち、当日の議事や今後の運営等について協議する場。委員長及び各党派の理事である国会議員が出席して行われる。ここでの情報取りは若手の基本的業務の一つである。
- \*2 政府・議員が提出する法律案に対して提案される、内容が対立する法律案のこと。通常両者は一括して審議され、より建設的な議論へとつながる。
- \*3 各議員には、職務遂行の便宜のため、国会議事堂に隣接する議員会館内に事務所が提供されている。
- \*4 担当課で法案の原案を作成した後、部長・法制次長・法制局長によって順次審査が行われる。
- \*5 法律案の国会審議に備えて、予想される質問とそれに対する答弁案を事前にまとめたもの。

# Career Story



第四部第一課長 笠松 珠美

入局7年目  
基本法制課

## ①憲法改正国民投票法

第一部や第五部で経験を積んだ後、日本国憲法の制定から60年の節目に、憲法改正国民投票法の立案に携わることになりました。

その過程では、改憲に賛成の政党から反対の政党まで、全ての会派が参加して論点整理が重ねられました。議員間で真摯に議論を深め、一致できる点とどうしても一致できない点を見出して1年以上に及び協議を支えることができ、憲法ゼミ出身の私にとって、最も忘れられない立案となりました。



二回目の育休中。奈良にて

入局16年目  
第二部第一課

## ③刑訴法修正

第二子の出産と二回目の育休の後、法務委員会の担当となりました。

内閣から提出された刑事訴訟法等改正案（取調べの録音・録画、合意制度、通信傍受の拡大等）の与野党修正協議に立ち会いました。ぎりぎりの交渉が続き、最後に与野党で何とか合意に至ったときはほっとしましたが、すぐに修正案の立案や局内審査、委員会での質疑対応に追われることになりました。

また、再犯防止推進法の立案に携わることができたこともよい思い出です。

入局19年目  
第四部第一課

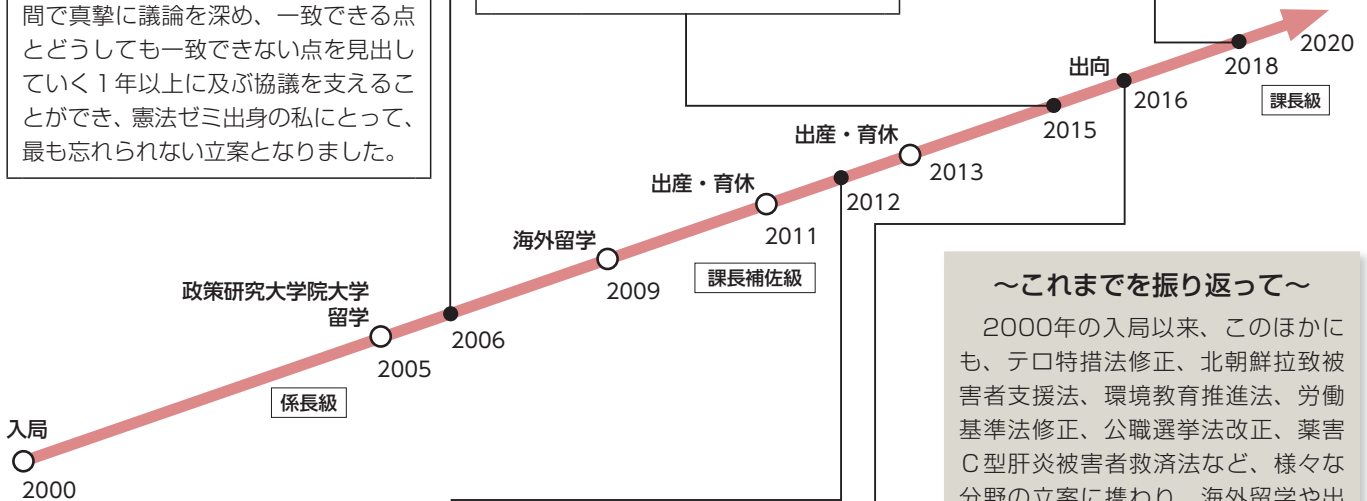
## ⑤管理職としての立案

2年間の出向の後、管理職として法制局に戻りました。貨物自動車運送事業法改正や、食品ロス削減推進法、棚田地域振興法の立案を担当し、いずれも全会一致で成立しました。

議員との打合せなどで中心となって動くのは課長級の管理職です。議員との信頼関係を築きながら、打合せを重ねて法律案の内容を固めていく作業は、知的な冒険です。苦しい面もありますが、やりがいがあり、楽しく充実した毎日です。



委員会に陪席し、議員の答弁を補佐（棚田地域振興法）



### ～これまでを振り返って～

2000年の入局以来、このほかに、テロ特措法修正、北朝鮮拉致被害者支援法、環境教育推進法、労働基準法修正、公職選挙法改正、薬害C型肝炎被害者救済法など、様々な分野の立案に携わり、海外留学や出向など、法制局の外でも経験を積んできました。

入局直後から課の議論や立案作業に加わり、多様な経験を積みながら成長し、磨いた能力と知識の全てが、次の仕事に生きていきます。

皆さんと一緒に成長していける日を楽しみにしています。



英・プリンストール大学留学（法学修士）

入局13年目  
法制主幹付

## ②研修・法制執務担当

留学から帰国後、第一部を経て、第一子を出産。1歳になるまで育休を取得しました。復帰後、局内研修や海外からの研修生の受入れ、法制執務の検討などを担当しました。

入局17年目  
出向

## ④憲法審査会事務局へ

憲法改正国民投票法の立案から10年後、衆議院憲法審査会事務局に出向し、憲法に関する調査を担当しました。

憲法審査会における議論を深めるために事前にテーマに関する調査資料を作成・配付したり、海外の憲法事情の調査報告書をまとめたり、各政党における議論を補佐するために資料を作成して会議に出席したりしていました。

国会の憲法論議を支える調査は、机の上での勉強と違い、成果物が直接国会での議論に生かされるので、責任重大ですがわくわくしました。



## 出向・留学・研修

### 出向・留学

衆議院法制局には、海外及び国内の大学院への留学制度があるほか、諸外国の法制度や法制執務の調査研究を目的とする職員海外派遣もあります。衆議院事務局や省庁、地方公共団体への出向もあります。

#### 憲法は、国の「最高法規」である



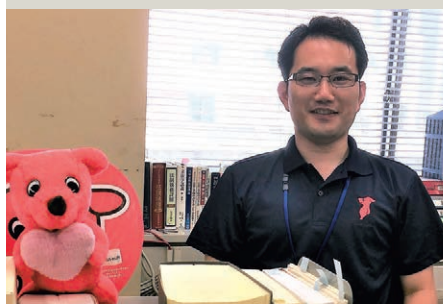
衆議院憲法審査会事務局主査  
牛山 敦 (平成 15 年入局)

憲法ゼミで学んだ私は、衆議院法制局で法律案の立案を、千葉県に出向中に条例案の立案を経験し、昨年、憲法論議を支える立場として、再び憲法の世界に戻ってきました。そこで実感したのは、憲法が「最高法規」であるということです。

法律や条例では、立法目的を達成するための具体的な政策手段を、憲法（条例では法律も）に違反しないように規定します。裏返せば、政策手段の枠を抽象的に定める憲法の改正の検討では、その下の多くの関係法を念頭に置かねばなりません。また、外国の憲法を参照する場合には、その歴史的・思想的背景も含めて理解した上で、我が国への示唆を考える必要があります。

このような「最高法規」の仕事は、幅広い分野の法律等の立案に加え、法学以外の様々な分野の教養や多様な方々との交流の積み重ねが生きる、「最高」に知的な仕事です。

#### 法令運用の現場から



千葉県総務部政策法務課副参事  
皆川 治之 (平成 18 年入局)

千葉県に総務部政策法務課副参事（課長級）として出向し、2年目を迎えました。政策法務課での主たる業務の1つが、県庁内各課から日々持ち込まれる法律相談への対応です。県は総合行政主体ですから、相談内容は幅広い行政分野にわたり、その難易度も法令の条文を紹介すれば済むものから前例のない悩ましいものまで様々です。

このような相談をこなしていく様は、さながら法的な総合格闘技戦のようであり、知的刺激に溢れています。と同時に、自治体の現場は、日々悩み、困難を乗り越えながら法令を運用していることを改めて実感します。

衆議院法制局では、私のように衆議院という枠を越えて出向する機会も用意されています。法制という切り口から幅広い経験を望む方に、是非、衆議院法制局の門を叩いていただきたいです。

#### Brexitに揺れるイギリスから



法制企画調整部企画調整課付  
山屋 祐輝 (平成 26 年入局)

私は、ロンドン大学のロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）で公共政策及び行政学を学んでいます。イギリスはBrexitという歴史的転換点にありますが、どのような形で決着するのかイギリス議会の対応に着目しながら勉強しています。

私の所属するコースでは、講義・セミナーや実務家からのヒアリングを通して公共政策の基礎を学ぶとともに、答えのない問いを議論します。「世論は政策を立案する上でどの程度重要か」、「官僚制を完全にコントロールできるか・すべきか」。このような問いに皆さんならどのように答えますか？様々な文献を読み、自分なりに論理的な答えを示すという作業は、法制局で立案業務をこなす上でも重要なことだと痛感しています。

ロンドンには、世界中から様々なバックグラウンドを持った人々が集まる多様性豊かな街です。皆さんも留学の機会を生かして、日本から飛び出してみませんか？

### 研修

入局後は、衆議院法制局独自の初任研修を行うほか、人事院主催の合同初任研修などに参加します。その他、留学予定者を対象とした語学研修や衆議院事務局主催の階層別研修、人事院主催の行政研修など、多様な研修に参加する機会があります。

また、法制執務をメインとした衆議院法制局独自の法制立案業務研修が毎年開講されており、実際の事例を交えながら、演習や議論を通じて更なる知識の習得を図っています。



▲ 法制立案業務研修

# 職員インタビュー



そのような法制局の職務には、  
どんな人が向いているでしょうか。



知的好奇心が旺盛で何でも勉強したいという意欲のある人。それから、自分の考えをしっかり持ちつつ、異なる意見にも耳を傾けて、そしゃくした上で軌道修正もできる柔軟性のある人です。学生時代にも、勉強だけやる、狭い範囲の仲間とだけ付き合うというのではなくて、色々な経験をして、多様な人たちと付き合っって意見を交わし、視野を広げることが大切だと思います。

出向者も含め様々な経験を持つ  
職員がいる中で、新規採用職員に  
期待される役割は何でしょうか。



法制局では、皆で一緒になって議論しながら法案を練り上げていくという仕事の進め方をしているので、多様なバックグラウンドを持った人の様々な視点からの意見はとても貴重なのです。それは新人も全く同じですから、きちんと議論に参加できるだけの準備をした上で、臆することなくどんどん発言してほしいですね。

採用に当たっては、試験の成績だけでなく、コミュニケーション能力、積極性、協調性、柔軟性などなど、「人間力」ともいべき様々な能力を総合的に判断することになりますが、求められる全てを備えているスーパーマンのような人はいないですよ（笑）。法制局は小さな組織であるからこそ、お互いの性格や持ち味をよく理解した上でそれぞれに長所を発揮しながら補い合い、単に人数を足し合わせた以上の大きな力にしていける職場だと思っています。

議員立法の補佐という法制局の役割  
について、詳しく教えてください。



議員立法は、今世の中で起きている社会問題を迅速に解決したいというときによく活用される手法です。法制局は、「この問題を解決したい」という議員の想いを受け止めて、どのように法制度として組み立てていくかという法制度設計の面と、その内容を誤りなく法律の文言に落とし込んでいく法制執務の面、両方のスキルを持ったプロフェッショナルとして議員のお手伝いをしています。そのことを通じて、議会制民主主義に奉仕しているという実感がありますね。

中央省庁と比べた場合に、  
衆議院法制局の職務の特徴はどこに  
あるでしょうか。



一つは、ありとあらゆる政策分野に関わることができるということですね。ある省庁に入れば、その省庁が所管する特定の政策分野ですと仕事をしていくことになります。それに対して法制局では、数年ごとに異動しながら色々な政策分野の立法に携わることができるという面白さがあります。

もう一つは、霞が関は基本的に与党を向いて仕事をしているのに対して、法制局では与野党のいずれであるか、政党か議員個人かとは関係なく、全ての会派・議員からの立案や調査の依頼に対して、分け隔てなく対応しているということです。





## 立法府の「職人」を志して

第三部第二課  
小早川 太伸

### Q. 衆議院法制局を志望した理由は何ですか？

大学・法科大学院で法学を勉強したので、そこで得た知識や経験を生かせる仕事を探す中で衆議院法制局の存在を知り、磨き上げた法制執務の専門的知識を駆使して、一点物の法律を創造していく、いわば「裏方の職人」のようなところに惹かれました。

### Q. 入局後に担当した業務について教えてください。

いわゆる森友・加計問題等を受け野党5会派から共同提出された行政監視院法案や、質問主意書のペーパーレス化に関する衆議院規則改正の立案に携わりました。特に行政監視院法案では、立法例等の下調べをしたり、条文案等の課内検討用のたたき台を作成するなど、1年目ながら多くの仕事を任せてもらえました。

### Q. 採用試験に向けてどのような勉強をしましたか？

一次試験については、条文の素読によるインプットと、国家総合職や司法試験の多肢選択式試験の過去問によるアウトプットを繰り返して対策しました。筆記試験については、過去問や演習書をひたすら解いて、とにかく手を動かしました。口述試験については、それまでの対策が不十分だった憲法の統治分野を中心に勉強しました。

### Q. 衆議院法制局を志望する人にメッセージをお願いします。

衆議院法制局は、議員の先生方を法制面から間近でサポートさせていただくので、目まぐるしく変化する政治の状況に臨機応変に対応することが求められるダイナミックな職場です。法律と政治に関心のある方なら、きっとこの職場で勉強になる刺激的な毎日を過ごせることと思います。皆さんと一緒に働けることを心待ちにしています！

新人職員  
に聞く



## 国会の風を感じて

法制企画調整部企画調整課  
吉木 彰伸

### Q. 衆議院法制局を志望した理由は何ですか？

衆議院法制局の職員は国政の様々な分野に関わるジェネラリストであり、法制立案の専門家というスペシャリストでもあると説明会で聴き、ここなら国政の様々な分野の知識を得ることができ、かつ、大学や大学院で学んだ法学の知見を生かすことができると思いました。

### Q. 入局の前と後でギャップはありましたか？

入局して思ったのは、議員の先生と何度も直接会って話し合い、信頼関係を築きながら仕事をしていて、想像以上に距離が近いということです。どの議員の先生にも分け隔てなく寄り添う「公平・中立」な姿勢は衆議院法制局の特徴だと思います。

### Q. 採用試験に向けてどのような勉強をしましたか？

多肢選択式の問題については、問題集を繰り返し解きました。面接試験については、自己PR等をよく考えた上で、友人と模擬面接をして練習。憲法の口述試験に対しては、憲法の基本書を音読するなどして口で説明できるようにしました。

### Q. 衆議院法制局を志望する人にメッセージをお願いします。

衆議院法制局は、日本全体の幅広い分野の問題に対して、議員の政策を法案にするという形で解決に携わることができるやりがいのある職場です。法学部出身の方はもちろん、他学部出身の方でもその知見を生かして輝くことができます。

さあ、あなたも一緒に輝きましょう！！

## 出向者等の声

衆議院法制局では、裁判所や省庁などからの出向者、地方公共団体からの研修員、任期付職員の弁護士など、多彩な人材が働いています。そうした皆さんに衆議院法制局について聞いてみました。

### Q. 衆議院法制局の印象、魅力は？

- 日本の政治のダイナミズムを肌で感じることができる（出向者）
- 自分たちが住んでいる国のルール作りに直接関わることができるという仕事のスケールの大きさ（研修員）
- 六法や基本書に載ることもあり、子どもが大人になったときに自慢したい（任期付）
- 立場に関係なく自由に議論ができる風通しのよい雰囲気（研修員）

### Q. 出身の職場との違いは？

- 課員全員での議論を中心に案件を進めていく点（出向者）
- 法律を「使う」のではなく「生み出す」立場なので、よりクリエイティブな姿勢が求められる（出向者）
- 弁護士は一方当事者にしか関わらないが、法制局は与野党どちらからも依頼を受け、それぞれをサポートする点（任期付）
- 課員全員で業務を進めていくため、チームワークが非常に良く、課内の情報共有が徹底されている点（研修員）

### Q. 衆議院法制局を目指す人へメッセージを！

- 小さな組織ということもあり、若手も戦力として活躍することが期待される。大変なことも多いが、その分、仕事を通じてどんどん成長できる。周りの人は優しく、サポート体制は充実しているので安心して衆議院法制局を目指して欲しい（研修員）



**【対談】私たちのワークライフバランス**

**白石 (写真右)** 三上さんには2人のお子さんがいらっしゃいますが、現在どのような両立支援制度を利用していますか。

**三上 (写真左)** 毎日2時間の育児時間を取得しており、16時頃に退庁しています。夫の帰宅が遅く、夕方以降はほぼワンオペとなるため、少しでも早く帰れるのは本当にありがたいです。振り返って大泣きする下の子を抱っこしつつ、上の子の「ママ見て!」に応えながら料理したりと、目が回るような毎日を送っています。

**白石** 2人の育児をしながら仕事を続けるというのは、なかなか大変そうですね。

**三上** 勤務時間が短い分、十分に職責を果たせていないのではという葛藤はありますね。けれども、幸い周囲の理解も深く、同じ環境の同僚と悩みや喜びを共有し、周りに助けられながらなんとか日々を過ごせています。

ところで、白石さんは昨年、育児のために休暇を取得したんですね。

**白石** はい。配偶者出産休暇、育児参

加休暇など様々な制度を使い、妻の出産後1月半の休暇を取得しました。衆議院法制局では男性職員が育児休業や育児参加休暇を取得する例が増えてきていたので、私もこの良い流れに続きたいと考えました。

**三上** その時の経験が、何か仕事に生かされていると感じることはありますか。

**白石** いつ泣き出すか分からない赤ちゃんの世話をしながら、料理・洗濯・掃除などの家事をこなす経験は、複数の案件を効率的に進めるためのタスク管理意識の向上につながっていると思います。

**三上** 現在は、仕事と育児をどのように両立させていますか。

**白石** 国会内にある保育所を利用しているのですが、上司や同僚の理解と支援のおかげで、毎朝子どもを送って行ったり、病気で急な呼び出しがあったときに迎えに行ったりできています。また、閉会中は定時退庁できることが多く、年次休暇も取りやすいので、積極的に育児に関わるようにしています。

**三上さんの1日**

- 6:45 起床、自分の身支度  
〔その間、夫が朝食づくり〕
- 7:00 子どもを起こす(たいていグズグズ)  
子どものトイレ・着替えの介助  
朝食(牛乳をジャーっとやられることも…)  
保育園の持ち物準備、連絡ノート記入
- 8:00 出勤(毎朝ドタバタ!)  
〔保育園への送りは夫が担当〕
- 9:00 始業
- 16:00 退庁
- 17:30 子どものお迎え(電動自転車が活躍)
- 18:00 帰宅、夕食の支度(夜もバタバタ!)
- 19:00 夕食、子どもと遊ぶ
- 20:00 子どもとお風呂、歯磨き
- 21:00 寝かしつけ開始  
〔深夜に夫が帰宅、入浴後洗濯〕



三上 悠子 法制企画調整部企画調整課法制主幹付 (平成17年入局)



白石 豊 法制企画調整部基本法制課 (平成25年入局)

**両立支援制度 (主なもの)**

▶ 産前・産後休暇	産前6週 (多胎妊娠の場合14週)・産後8週	◇ 配偶者出産休暇(平成30年度) 取得率:100% 平均取得日数:2.0日 ◇ 育児参加休暇(平成30年度) 取得率:100% 平均取得日数:4.5日 ◇ 育児休業取得率(平成30年度) 男性:33.3% 女性:100%
▶ 配偶者出産休暇(男性)	妻の出産の付添い等を行う場合の休暇 (2日)	
▶ 育児参加休暇(男性)	産前産後期間に5日	
▶ 育児休業	子が3歳に達するまで	
▶ 育児短時間勤務	子が小学校入学まで	
▶ 育児時間	子が小学校入学まで1日2時間以内	
▶ 子の看護休暇	子が小学校入学まで年5日	
▶ 早出遅出勤務	学童クラブ送迎等のための始業・終業時刻の変更	

## 勤務条件等

<p><b>身分</b> 特別職の国家公務員である国会職員となります。定年は60歳です。</p> <p><b>勤務地</b> 原則として、衆議院の施設で勤務し、引越しを要する転勤はありません（留学や出向等で勤務地を異にする可能性はあります）。</p> <p><b>勤務時間</b> 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで、週休2日制が実施されています。フレックスタイム制があります。</p> <p><b>給料</b> 国会職員給与規程により定められ、一般職の国家公務員の総合職採用者と同等になります。</p> <p><b>諸手当</b> 一般職の国家公務員と同様、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当、業務調整手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。</p>	<p><b>休暇等</b> 年次休暇（年間20日）、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、看護、忌引、ボランティア等）及び介護休暇があります。また、育児休業、育児短時間勤務、育児時間のほか、配偶者同行休業の制度があります。</p> <p><b>宿舎</b> 衆議院独自の独身寮（千代田区所在）や世帯宿舎（世田谷区等所在）が用意されているほか、国家公務員合同宿舎が都内及び近県に整備されています。</p> <p><b>共済組合</b> 職員は、衆議院共済組合の組合員となり、各種の給付を受けることができます。また、全国各地にある国家公務員共済組合連合会の医療施設及び各種保養・宿泊施設を利用できます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※令和元年9月末現在

### 採用実績

試験年度	採用数
平成30年度	2(0)人
平成29年度	3(0)人
平成28年度	2(1)人
平成27年度	2(2)人

※（ ）内は女性の内数

### 女性の割合

役職段階	女性の割合
指定職級	20.0%
課長級	16.7%
課長補佐級	31.6%
係長級	35.0%

※令和元年8月現在

### 衆議院法制局説明会

衆議院法制局では、随時説明会を開催し、衆議院法制局の概要やその業務の内容等をお伝えしています。開催日程・場所につきましては、決まり次第、衆議院法制局ウェブサイトにてお知らせしています。また、OB・OG訪問も受け付けています。詳細につきましては、法制企画調整部総務課（連絡先は裏表紙参照）までお問い合わせください。

### 衆議院法制局ウェブサイト

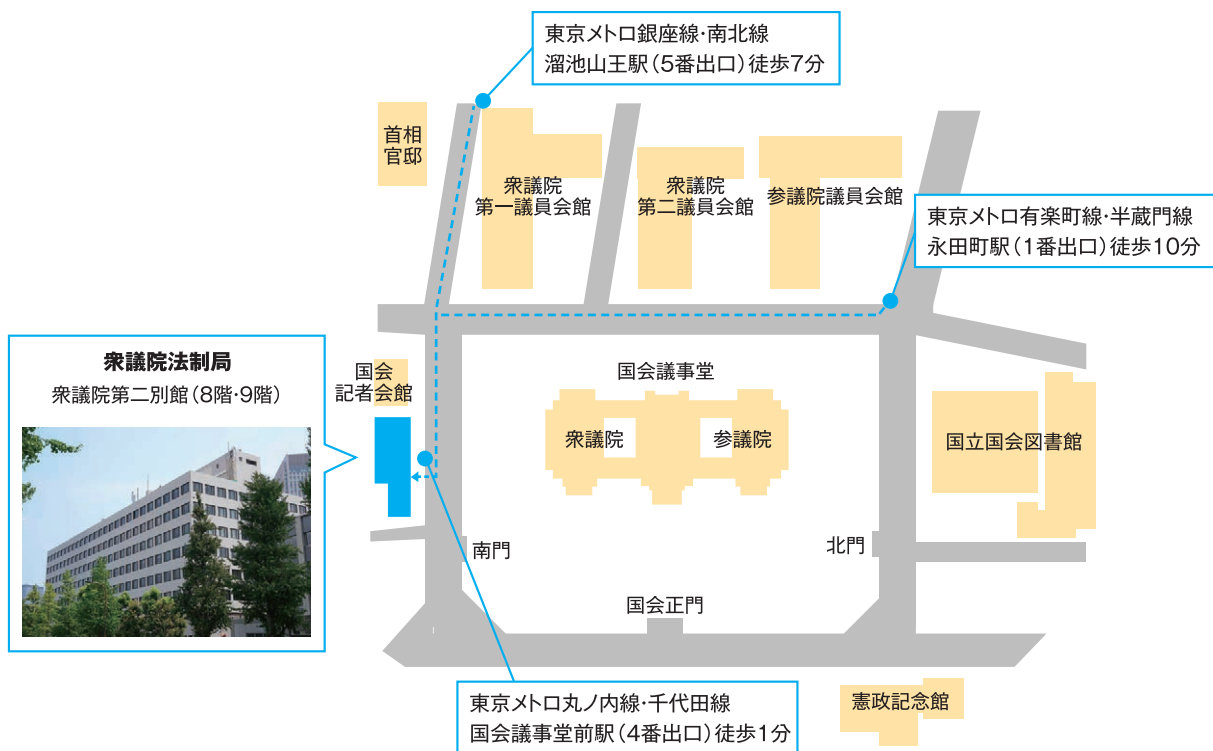
採用や議員立法に関する情報を随時ウェブサイトにて公開しています。  
(<http://www.shugiin.go.jp/housei/>)



### 衆議院法制局チャンネル

業務の紹介等に関する動画をYouTubeにて公開しています。  
(<https://www.youtube.com/channel/UC6Ax94wC1ulcmRFFHpk-4GA>)





お問い合わせ先

## 衆議院法制局法制企画調整部総務課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院第二別館9階

TEL 03-3581-1570

E-mail [sk0008@shugiinjk.go.jp](mailto:sk0008@shugiinjk.go.jp) ※添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

